

## 意見公募手続の実施案内

行政機関内部の手続における職員の押印を不要とすることを目的とする関係規則等の改正を予定しています。

つきましては、次のとおり静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第37条第1項の規定による手続（意見公募手続）を実施し、皆様の意見を募集します。

### 1 規則等の案の題名

行政機関内部の手続における職員の押印を不要とすることを目的とする関係規則等の改正について（案）

### 2 規則等の案の内容（改正の内容）

別紙のとおり

### 3 意見を提出することができる期間

令和6年2月7日（水）から令和6年3月8日（金）まで

### 4 意見の提出先

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎9階）

静岡市総務局総務課文書管理係 宛て

電話 054-221-1792 F A X 054-205-1377

### 5 意見の提出の方法

#### （1）郵送、持参又はファクシミリにより提出する場合

「意見応募用紙」に意見等を御記入の上、上記宛先へ提出してください。

※令和6年3月8日（金）必着とします。

#### （2）電子申請により提出する場合

下記6（2）記載のホームページアドレスから電子申請システムの専用フォームにアクセスし、意見等を送信してください。

### 6 規則等の案及びこれに関連する資料の公表の方法

#### （1）公告文の掲出

#### （2）静岡市のホームページへの掲載

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/400\\_001488.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/400_001488.html)

#### （3）静岡市役所総務局総務課（静岡市役所静岡庁舎9階）での閲覧又は配布

#### （4）各区役所の市政情報コーナーでの閲覧又は配布

### 7 注意事項

（1）電話又は電子メールによる意見の提出は御遠慮願います。

（2）意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

(3) いただいた意見は、個人が特定できないよう編集した上で、静岡市のホームページ等で公開させていただきますので、御了承ください。

**お問い合わせ**

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所総務局総務課文書管理係

電 話 054-221-1792

F A X 054-205-1377

# 行政機関内部の手続における職員の押印を不要とすることを目的とする関係規則等の改正について（案）に関する意見応募用紙

行政機関内部の手続における職員の押印を不要とすることを目的とする関係規則等の改正について（案）について、あなたの御意見をお聴かせください。

【御意見のタイトル（項目、訂正箇所等）】 ※案のどの部分に対する御意見かをお書きください。
【御意見の内容】

※1 複数の御意見がある場合は、1枚に1件ずつお書きください。

※2 上記「御意見の内容」欄に「別紙のとおり。」と記入していただき、別紙にて御提出いただくことも可能です。

年 齢	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上
職 業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 専業主婦（夫） <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他

御意見、ありがとうございました。

下記宛先に、郵便かファクシミリにより送信し、又は直接持参してください。

《送付（問合せ）先》

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎9階 総務局総務課 文書管理係

[電 話]054-221-1792（直通） [ファクシミリ]054-205-1377

**締切：令和6年3月8日（金）必着**